SBI岡三アセットマネジメント株式会社

当社投資信託の基準価額の下落について

10月10日の米国株式市場において、米中対立激化懸念から半導体関連株が下落したことを受けて、以下の当社投資信託の2025年10月14日の基準価額が大きく下落しましたので、お知らせいたします。

○ 基準価額および前営業日比 (10月14日現在)

ファンド名	愛称	基準価額 (円)	前営業日比 (円)	前営業日比 (%) ※
世界半導体関連フォーカスファンド	_	16, 576	-1, 056	-5. 99

[※] 前営業日比(%)は、分配金がある場合、分配金を加算して算出した騰落率 (注)インデックス型ファンド、ブル・ベア型ファンド及びDCを除く

○基準価額の主な変動要因

【米国株式市場の下落】

中国がレアアースの輸出規制を強化する方針を打ち出したことに対して、米トランプ大統領が追加関税を課すとしたことから、米中対立激化が懸念され株価は大きく下落しました。

【主な指数の動き】

指数	10月10日	10月9日	騰落率
S&P500種指数	6552.51	6735. 11	▲ 2.71%
ナスダック総合指数	22204. 43	23024. 63	▲ 3.56%
NYダウ工業株30種	45479.60	46358.42	▲ 1.90%
フィラデルフィア半導体株指数	6407.60	6840. 20	▲ 6. 32%

(出所)BloombergよりSBI岡三アセットマネジメント作成

皆様の投資判断に関する留意事項

SBI岡三アセットマネジメントについて

■商号:SBI岡三アセットマネジメント株式会社

SBI岡三アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引業者として投資運用業、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。登録番号は、関東財務局長(金商)第370号で、一般社団法人投資信託協会および一般社団法人日本投資顧問業協会に加入しています。

投資信託のリスク

- ■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ■投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

留意事項

- ■投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ■投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。 また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ■ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- ■投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

お客様にご負担いただく費用

- ■お客様が購入時に直接的に負担する費用
 - 購入時手数料:購入金額 (購入価額×購入口数)×上限3.85%(税抜3.5%)
- ■お客様が換金時に直接的に負担する費用
 - 信託財産留保額:換金時に適用される基準価額×0.3%以内
- ■お客様が信託財産で間接的に負担する費用
 - 運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担:純資産総額×実質上限年率2.046%(税抜1.86%)
 - ※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。 なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。
- ■その他費用・手数料
 - 監査費用:純資産総額×上限年率0.0132%(税抜0.012%)
 - ※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、 海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。
 - (監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)
- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又は これらの計算方法を示すことはできません。

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

- ■上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社であるSBI岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。■投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。
- ■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的としてSBI岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成日時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■購入の申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いします。

(2025年9月末現在)

<本資料に関するお問合わせ先> 電話番号 03-3516-1300 (営業日の9:00~17:00)

投資信託の重要事項

【投資信託の手数料等】

- ・投資信託のお申し込み時には購入時手数料(上限 3.85%(税込))をご負担いただきます。なお、購入時手数料はファンド毎に異なります。
- ・投資信託を保有する場合には、信託財産を通じて、間接的に運用管理費用(信託報酬)をご負担いただきます。運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間末または信託終了の時に投資信託財産 (ファンド)から支払われます。
- ・投資信託の換金時には、信託財産留保額をご負担いただく場合があります。
- ・その他、ファンドの監査費用、有価証券等売買時の売買委託手数料、資産の保全などに要する費用 をその都度ファンドが負担いたします。また、ファンドが投資対象とする投資信託証券において も、有価証券などの売買手数料がかかります。こうした費用・手数料については、運用状況等によ り変動するため事前に上限額等を表記できません。
- ・投資信託のご購入、換金にあたり、円貨から外貨、または外貨から円貨へ転換する際は、為替手数料が上記の各種手数料とは別にかかります。購入時と換金時の適用為替相場には差があるため、為替相場に変動がない場合でも換金時の円貨額が購入時の円貨額を下回る場合があります。
- ・これらの手数料等は各投資信託及びその通貨、購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の手数料等の詳細は、交付目論見書・販売用資料等でご確認ください。

【投資信託のリスク】

- ・主に国内外の株式や公社債等の値動きのある有価証券等に投資いたしますので、株価変動リスク、 金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスク、信用リスク、税制変更リス ク等があります。こうしたリスク要因により、基準価額は変動し、基準価額が下落することにより 投資元本を割り込む場合があります。そのため元本の保証や将来の利回りをお約束するものではあ りません。
 - 投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」及び「目論見書補完書面」を必ずご確認ください。「投資信託説明書(交付目論見書)」及び「目論見書補完書面」は、当社本支店等にご用意しています。
 - ファンドによっては、お取扱いできない日があるなど制限がある場合があります。また、残存口数がファンド所定の口数を下回った場合等には、信託期間の途中で信託が終了(償還)されることがあります。
 - 外国投資信託のお取引に当たっては、外国証券取引口座の開設が必要です。
 - 投資信託は預金ではありません。
 - 投資信託は預金保険の対象ではありません。
 - 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

商号:株式会社証券ジャパン

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号

加入協会:日本証券業協会

一般社団法人日本投資顧問業協会